

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 勤務日数に応じて支給する通勤手当の非課税限度額

Q：当社では、アルバイトを数名雇用していますが、アルバイトの出勤日数は1カ月当たり10日程度です。

ところで、アルバイトにも通常の給料のほか通勤手当を実費に応じて支払うことにしているのですが、このような場合、通勤手当の非課税限度額は月当たりの金額を日割計算して求めるのでしょうか。

A：日割計算する必要はありません。

### 【解説】

交通機関の利用を常用としている者に支給される通勤手当の非課税限度額は、その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額（1カ月当たりの金額が10万円を超えるときは、1カ月当たり10万円）とされています。

支給する運賃等の額が1カ月当たりの通勤手当の非課税限度額を超えるかどうかは、アルバイトのように1カ月に満たない期間勤務する人であっても、あくまで1カ月に使用者から支給される運賃等の額が非課税限度額を超えるかどうかで判定し、入社日数に応じて日割計算をするということはありません。

ご質問の場合も、1カ月当たりの出勤日数が10日程度であっても、通勤手当の非課税限度額を勤務日数に応じて日割計算する必要はなく、1カ月当たりの非課税限度額に達するまでの金額の部分は、非課税とされることになります。

